



島根県報

平成16年 3 月30日 (火)
号外 第 57 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県立宍道湖自然館条例施行規則及び島根県立都市公園条例施行規則の一部を (総 務 課)
改正する規則

公布された条例等のあらまし

島根県立宍道湖自然館条例施行規則及び島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第41号)

1 規則の概要

島根県立宍道湖自然館の観覧料並びに島根県立都市公園に係る占用料及び使用料の減免基準を規則で定めることとした。

2 施行期日

平成16年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県立宍道湖自然館条例施行規則及び島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第41号

島根県立宍道湖自然館条例施行規則及び島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
(島根県立宍道湖自然館条例施行規則の一部改正)

第 1 条 島根県立宍道湖自然館条例施行規則 (平成13年島根県規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「小学校の児童又は中学校の生徒」を「小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者」に改め、同項第 3 号中「前 2 号」を「前各号」に、「もの」を「者」に改め、同号を同項第 5 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(3) 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第 4 項の身体障害者手帳、療育手帳 (知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は知的障害者更生談所において知的障害であると判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものという。) 又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第45条第 2 項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (以下「障害者」という。) 観覧料の額の 5 割に相当する額

(4) 障害者の付添人 (原則として障害者の人数と同じ人数までに限る。) 観覧料の額の全額

第 6 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、前項第 3 号及び第 4 号に掲げる者並びに同項第 5 号に掲げる者で知事が別に定めるものについては、この限りでない。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「小学校の児童又は中学校の生徒」を「小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒

又はこれらに準ずる者」に改める。

(島根県立都市公園条例施行規則の一部改正)

第2条 島根県立都市公園条例施行規則(昭和49年島根県規則第71号)の一部を次のように改正する。

第7条の2を次のように改める。

(占用料等の減免)

第7条の2 次の表の左欄に掲げる者が支払う占用料又は使用料(以下「占用料等」という。)のうち同表の中欄に掲げるものは、条例第7条第3項の規定により、当該占用料等の額から同表の右欄に定める額を減免することができる。

区 分	占 用 料 等	減 免 額
1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下この表において「障害者」という。)	条例別表第5の1の(1)の表(陸上競技場又は補助競技場を陸上競技の練習に使用する場合に限る。)、条例別表第5の1の(2)の表(テニスコートを使用する場合であって、占用使用の場合以外の場合に限る。)、条例別表第5の1の(4)のアの表(サブアリーナ又は小体育室を使用する場合であって、専用使用でない場合に限る。)及び条例別表第5の1の(4)のイの表(トレーニング室を使用する場合であって、専用使用でない場合に限る。)	使用料の額の2分の1に相当する額
2 障害者の付添人(原則として障害者の人数と同じ人数までに限る。)	室を使用する場合であって、専用使用でない場合に限る。)に定める使用料	使用料の額の全額
3 前2号に掲げる者のほか、知事が特別の理由があると認める者	条例別表第2から別表第5までに定める占用料等	知事が別に定める額

備考 この表の右欄に定める額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

2 前項の規定により占用料等の減免を受けようとする者は、占用料等減免申請書(様式第7号の2)正副3部を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、同項の表第1号及び第2号に掲げる者については、この限りでない。

第11条中「第7条の2」を「第7条の2第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。